

尾張旭市監査公表第28号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月16日付け8消総第18号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

消防本部消防総務課

| 監査の指摘事項  | 措置状況  |
|--|---|
| <p>給排水管・浴室改修工事設計業務委託契約において、契約締結を伺う際の契約書案には添付していない「建築設計業務委託共通仕様書」を、実際の契約では添付していた。</p> <p>また、自家用電気工作物変圧器絶縁油交換整備契約において、契約締結を伺う際の契約書案に添付していた「修繕業務仕様書」を、実際の契約では添付していなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>  | <p>本指摘事項について、他の契約においても発生する可能性があることを課内で周知し、契約締結を伺う際に加え、実際の契約書等についても、複数名で確認を行うことで、再発防止に努める。</p> |
| <p>同課では、令和7年4月3日、令和7年度消防職員貸与品購入事業において、活動服及び救助服の単価契約に係る見積徴取を、別々に起案していた。これら起案では、設計額を、活動服は772,750円、救助服は891,000円としており、いずれも100万円を超えないことから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とし、見積依頼はいずれも同一の3業者にするという内容で、それぞれ課長までの決裁を得ていた。</p> <p>この点、同一の3業者に見積依頼を行うに際して、活動服と救助服を別々に依頼する合理的な理由があるのであれば、当該理由を明示して組織的に意思決定すべきで</p> | <p>今後は、同一の業者で対応が可能であるならば、別々に依頼するのではなく、一括で依頼することとする。</p>                                       |

|   |   |
|---|---|
| <p>あるし、そうしなければ、単に入札を回避するために故意に分割したものと捉えられるリスクがある。</p> <p>関係法令の趣旨に沿った契約事務を適切に実施されたい。</p>   |   |
| <p>行政財産目的外使用料のうち土地に係るものについては、当該使用に係る土地の適正な評価額（行政財産目的外使用許可の所管課である財政課によれば、当該土地の固定資産税課税標準額に、全体面積に対する使用部分の面積の割合を乗じて算定。）に100分の4を乗じて得た額を年額とするとされている（尾張旭市行政財産の目的外使用料条例（昭和59年尾張旭市条例第33号）第2条第1項）。</p> <p>同課は、令和6年度の地域消防防災施設の敷地における自動販売機設置に係る目的外使用料について、当該敷地の全体面積を、518.56㎡とすべきところ、518.92㎡と算定したことにより、土地に係る使用料を1,169円（正しくは、1,170円）としてしまい、1円の過少徴収となっていた。</p> <p>正しく使用料を算定されたい。</p> | <p>当該事業者に対し、状況を説明した上で、過少徴収となっていた1円について令和8年3月9日付けで依頼し、同年4月7日に受入れた。</p> <p>今後は、土地の固定資産税課税標準額で示されている面積にて使用料を算出することを周知徹底し、再発防止に努める。</p> |
| <p>本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、仮眠室空調設備改修工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>  | <p>工事契約結果調書を公表した。</p> <p>財政課及び教育政策課作成の「営繕工事事務の流れ」について周知徹底するとともに、決裁時の書類に添付し、遺漏がないか複数名で確認することとし、再発防止に努める。</p>                         |
| <p>消防庁舎清掃委託業務契約書の仕様書を確認すると、定期清掃、窓特別清掃及び床特別清掃を実施したとき、委託業者は作業報告書を提出することとされている。</p>  | <p>委託業者に作業終了後に作業報告書を提出するように依頼した。</p> <p>今後は、作業終了後に提出される作業報告書を課内で閲覧することとし、提出</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>しかしながら、委託業者は、清掃は実施したものの、作業報告書の提出をしていなかったにもかかわらず、同課は、委託業者による履行の確認の手続を経た上、委託料を支払っていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>  | <p>の有無について、複数名で確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>  |
| <p>本市では、予定価格書に予定価格等を記入した後、金額の先頭に決裁権者の印を押すこととされている（平成24年2月28日付け23契号外 副市長通知）。</p> <p>しかしながら、消防団活動消耗品（消防用ホース）購入に係る予定価格書の予定金額の先頭に決裁権者は押印していなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>  | <p>今後は、予定価格書及び封筒の押印を行う箇所に印を付し、押印忘れ防止を徹底する。</p>  |
| <p>同課における令和7年1月から12月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、過年度に受け入れたものがあまり使用されないうまま、翌年度へ繰り越されていた。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p> <p>郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。</p> | <p>郵便切手等金券類は、会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすることを周知徹底した。</p> <p>今後は、使用状況を確認した上で必要最小限の購入とし、再発防止に努める。</p> |